

【清川村】わがまち特例の適用対象資産等一覧

特例対象	資産内容	特例率	地方税法
汚水・廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの	2分の1	法附則第15条第2項第1号
下水道除害施設	下水道法に規定する除害施設で総務省令で定めるもの	4分の3	法附則第15条第2項第5号
【再生可能エネルギー】太陽光発電設備	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの〔出力1,000kW未満対象〕	3分の2	法附則第15条第26項第1号イ
【再生可能エネルギー】風力発電設備	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの〔出力20kW以上対象〕	3分の2	法附則第15条第26項第1号ロ
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの〔出力20kW未満対象〕	4分の3	法附則第15条第26項第2号ロ
【再生可能エネルギー】水力発電設備	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの〔出力5,000kW未満対象〕	2分の1	法附則第15条第26項第3号イ
【再生可能エネルギー】バイオマス発電設備	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの〔出力10,000kW未満対象〕	2分の1	法附則第15条第26項第3号ハ
企業主導型保育事業に供する施設	児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設の用に供する固定資産	2分の1	法附則第15条第33項
サービス付き高齢者向け住宅（新築）	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるもの	3分の2	法附則第15条の8第2項
家庭的保育事業に供する施設	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	2分の1	法第349条の3第27項
居宅訪問型保育事業に供する施設	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	2分の1	法第349条の3第28項
事業所内保育事業に供する施設	児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下）の用に供する家屋及び償却資産	2分の1	法第349条の3第29項